

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月16日
【会社名】	エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー (HSBC Holdings plc)
【代表者の役職氏名】	取締役イアン・マッケイ (Iain Mackay, Director) 秘書役ラルフ・バーバー (Ralph Barber, Company Secretary)
【本店の所在の場所】	連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア8 (8 Canada Square, London E14 5HQ, United Kingdom)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 森 下 国 彦
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03(6888)1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 中 野 裕 仁 同 栗 田 聡 同 波多野 恵 亮
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03(6888)1000
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	本新株予約権証券の付与につき、0ポンド(0円)(注1) 1,493,842ポンド(約184,459,610円)(見込額)(注2) (注1) 本新株予約権証券に係る新株予約権の付与は、本新株予約権証券保有者による何らの支払を伴うことなく行われる。 (注2) 本新株予約権証券の発行価格の総額(0ポンド)に、本新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。上記金額は、全ての本新株予約権証券が全額行使される前提に基づき算出されたものである。
【安定操作に関する事項】	該当なし
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注) 1. 本書において別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有するものとする。

「HSBC」、「HSBCホールディングス」または「当社」

エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー

「当グループ」 エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーおよびその子会社

2. 本書において別段の記載がある場合を除き、「ポンド」または「 \pounds 」は英国の通貨であるスターリング・ポンドを指すものとし、「ペンス」または「p」は英国の通貨であるペンスを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ポンド=123.48円(平成24年7月17日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値)の為替レートにより計算されている。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年10月30日提出のエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーの有価証券届出書について訂正すべき事項が生じたので、下記のように訂正致します。

2【訂正事項】

第二部 企業情報 第6 経理の状況 2 主な資産・負債及び収支の内容

第二部 企業情報 第6 経理の状況 3 その他

第二部 企業情報 第6 経理の状況 4 国際財務報告基準と日本における会計原則及び会計慣行の相違

3 【訂正箇所】

訂正箇所には、下線を付しております。

第二部 企業情報

第6 経理の状況

< 訂正前 >

1 財務書類

（後略）

< 訂正後 >

1 財務書類

（中略）

2 主な資産・負債及び収支の内容

「第6 - 1 財務書類」中の財務書類に対する注記（2007年12月31日終了事業年度）を参照のこと。

3 その他

(1) 訴訟

「第6 - 1 財務書類」中の財務書類に対する注記（2007年12月31日終了事業年度）の43を参照のこと。

(2) 決算日後の状況

「第6 - 1 財務書類」中の財務書類に対する注記（2007年12月31日終了事業年度）の45を参照のこと。

4 国際財務報告基準と日本における会計原則及び会計慣行の相違

英国で適用されている国際財務報告基準(IFRS)と、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則(日本の会計原則)とは、2011年12月31日現在、以下の重要な点で相違している。

(1) 連結

IFRSでは、連結財務諸表には、親会社および親会社が支配する会社(すなわち子会社、特別目的会社を含む。)の財務諸表が含まれている。「支配」は、親会社がその会社の財務および経営に関する方針を左右する力を(直接的にまたは子会社を通じて間接的に)有する場合に存在し、一般的には議決権の過半数を保有することにより生じる。特別目的事業体(SPE)が、ある企業に実質的に支配されていることが示される場合には当該SPEが連結される。(国際会計基準(IAS)第27号、国際会計基準解釈指針(SIC)第12号) 連結財務諸表は、統一した会計方針を使用して作成される。(IAS第27号)

日本の会計原則では、実質支配力基準により連結範囲が決定され、被支配会社の財務諸表は連結される。公正価値で譲渡された資産からの利益を享受するためにSPEが発行した持分商品の所有者のためにSPEが設立され業務が行なわれている場合には、特定のSPEは子会社とはみなされない。

親会社および子会社が連結財務諸表を作成するために採用する会計原則は、原則として統一されなければならない。ただし、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合は、のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理、投資用物件の時価評価、会計方針を自主的に変更した場合の遡及的適用、および少数株主持分に帰属する純利益の会計処理等の一定の項目の修正を除き、これを連結決算手続上利用できることと規定された。

(2) 企業結合およびのれん

IFRSでは、企業結合は取得法で会計処理されている。企業結合により取得されたのれんは、当初、譲渡対価の公正価値が取得資産および引受負債の正味認識額を上回る額として認識され、その後はこの金額から減損損失累計額を控除して計上されている。のれんについては年に一回、および減損の兆候がある場合にはいつでも、減損テストが実施される。取得関連費用は、発生年度の損益計算書上で費用として認識される。(IFRS第3号、IAS第36号)

日本の会計原則では、企業結合は原則としてパーチェス法により会計処理される。なお、一定の厳格な条件の下で持分の結合と識別される限られた場合には、パーチェス法ではなく持分プーリング法により会計処理することが認められていた。2008年12月26日において企業結合に係る会計基準は改正され、2010年4月1日以降実施される企業結合より持分プーリング法は禁止される。また、のれんは20年以内の期間にわたり定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、減損の兆候が認められた場合に減損テストの対象となる。

(3) 非支配持分の判定

IFRSでは、取得された持分が非支配持分(従前は「少数株主持分」)か否かを判定する場合には、非支配持分の公正価値または非支配企業の識別可能純資産の公正価値に対する非支配持分割合のいずれかの方法を、取引毎に選択できる。(IFRS第3号)

日本の会計原則では、少数株主持分は企業結合時の子会社の純資産の時価に対する持分割合により評価される。2010年3月31日までに実施された企業結合では、時価ではなく子会社の純資産の帳簿価格により評価する方法が認められていた。

(4) 支配が継続する場合における子会社持分の変動

IFRSでは、子会社に対する親会社の所有持分の変動で支配の喪失とならない場合は、資本取引として処理される。(IAS第27号)

日本の会計原則では、追加取得持分と追加投資額との間に生じる差額についてはのれん(または負の)

れん)とされる。投資減少額と持分減少額との間に生じた差額は損益計算書上で子会社株式売却損益の修正として計上される。

(5) 非金融資産の減損

IFRSでは、各事業年度末において報告企業は、資産の減損の兆候について評価している。そのような兆候が存在する場合、企業は当該資産の回収可能価額および当然に減損損失を見積もっている。減損損失は、一定の場合には戻し入れることができるが、戻入により増加する資産額は、減損処理前の価額を超えてはならない。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行われない。(IAS第36号)

日本の会計原則では、減損の兆候が認められ、かつ割引前の見積将来キャッシュ・フロー(20年以内の合理的な期間に基づく)が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(6) ヘッジ会計

IFRSでは、一定の条件が満たされた場合は、下記の種類のヘッジ関係に係るヘッジ会計が認められている。

ア 公正価値ヘッジ(すなわち、特定のリスクに起因し、損益に影響を与える可能性がある、公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジ) - ヘッジ会計上、ヘッジ手段の損益は損益計算書に認識されている。また、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の損益はヘッジ対象の帳簿価額により調整され、損益計算書に認識されている。

イ キャッシュ・フロー・ヘッジ(すなわち、特定のリスクまたは発生の可能性の高い予定取引に起因し、損益に影響を与える可能性がある、キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのヘッジ) - ヘッジ会計上、ヘッジ手段の損益のうち有効なヘッジと判断される部分はその他の包括利益に認識され、非有効部分は損益計算書に認識されている。

ウ 国外事業への純投資のヘッジ - ヘッジ会計上、ヘッジ手段の損益のうち有効なヘッジと判断される部分はその他の包括利益に認識され、非有効部分は損益計算書に認識されている。

(IAS第39号)

日本の会計原則では、デリバティブ金融商品について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」(ヘッジ手段の損益を財政状態計算書の「純資産の部」に計上し、ヘッジ対象が損益認識されるのと同じの会計期間に損益計算書に認識する。)を適用し、ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ会計」(ヘッジ手段の損益を発生時に認識するとともに、同一の会計期間にヘッジ対象の損益も認識する。)を適用できる。

(7) 株式報酬

IFRSでは、従業員株式オプション制度の費用は、オプションが付与された日の公正価値に基づいて測定されている。公正価値は、オプションの行使価格、有効期間、現在の株価、株価の予想ボラティリティおよびリスク・フリー金利を考慮した評価方法を用いて見積られる。権利確定条件は、公正価値測定の際には考慮されていないが、認識された金額が最終的に確定したオプションの数を反映するように、取引の測定において含まれるオプションの数を調整することで考慮されている。費用は権利確定期間にわたり損益に認識されている。(IFRS第2号)

日本の会計原則では、2005年12月27日に公表された「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、会社法施行日(2006年5月1日)以後に付与されたストック・オプションについては、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正価値に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は純資産の部に新株予約権として計上される。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

(8) 退職後給付

IFRSでは、確定給付型制度においては、制度負債は、数理的手法に基づき測定され、予測単位積増方式を用いて給付が割り引かれている。制度資産は、公正価値で測定されている。当該制度の資産が負債を超える場合は資産（超過額）として、不足する場合は負債（不足額）として、それぞれ財政状態計算書に計上されている。当期勤務費用、利息費用、制度資産に対する期待運用収益および過去勤務費用は、損益に認識されている。数理計算上の損益の会計処理については、その他包括利益に認識するという選択肢がある。
（IAS第19号）

日本の会計原則では、確定給付型年金制度について、退職給付債務に未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として財政状態計算書に計上する。退職給付に係る費用は、数理計算上の損益も含め、すべて営業費用として損益計算書に計上される。

（9）金融保証

IFRSでは、金融保証契約については、当初は公正価値で計上し、その後は、（過去の事象、発生可能性の高い資源流出および信頼できる金額の見積りにより、現在債務が存在するために）必要とされる引当金と、当初認識額から償却費用を差引いた後の金額とのいずれか高い方の金額で計上することを要求している。
（IAS第39号、IAS第37号）

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められておらず、債務保証額について、支払承諾を貸借対照表に計上する金融機関を除き、財務諸表に注記として計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、引当金を計上する。

（10）包括利益計算書

IFRSでは、包括利益計算書を財務諸表として表示しなければならない。包括利益計算書は、株主としての地位に基づく株主との取引による変動を除く全ての資本の変動を、以下のいずれかの方法で表示する。

ア 1つの計算書（すなわち包括利益計算書）

イ 2つの計算書（すなわち損益計算書と損益計算書の純損益からはじまり他の包括利益の構成要素を表示する計算書）（IAS第1号）

日本の会計原則では、IFRSと同様の規定である「包括利益の表示に関する会計基準」が2010年6月30日に公表され、2011年3月31日以後終了する会計年度の年次連結財務諸表から適用される。以前は、純資産の部に直接計上されるべきであった項目は株主資本等変動計算書に表示されることになった。

（11）金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅し、または金融資産が譲渡され、かつその譲渡が認識の中止の要件を満たす場合、金融資産の認識は中止される。（IAS第39号）

譲渡においては、報告企業は、資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を移転すること、または資産のキャッシュ・フローの権利を留保するが、そのキャッシュ・フローを第三者に支払う契約上の義務を引受けることのいずれかを要求される。譲渡に際して、会社は、譲渡した資産の所有に係るリスクおよび便益がどの程度留保されているかを評価する。実質的にすべてのリスクおよび便益が留保されている場合は、その資産は引続き財政状態計算書で認識される。実質的にすべてのリスクおよび便益が移転された場合は、当該資産の認識は中止される。（IAS第39号）

実質的にすべてのリスクおよび便益が留保も移転もされない場合は、会社はその資産の支配を引続き留保しているかどうかについて評価をする。支配を留保していない場合は、当該資産の認識は中止される。一方、会社が支配を留保している場合、継続関与の程度に応じて、引続きその資産を認識する。（IAS第39号）

日本の会計原則では、「金融商品に係る会計基準」により、金融資産は金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき、または権利に対する支配が他に移転したときに認識が中止される。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲渡人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利

を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

(12) 公正価値オプション

IFRSでは、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションとして、金融資産または金融負債を最初の認識時に「損益計算書を通じて公正価値で測定する」項目に分類することができる。(IAS第39号)

日本の会計原則では、金融商品の公正価値オプションは日本の会計原則では認められていない。

(13) 金融負債および資本の区分

IFRSでは、金融商品は、発行体が経済的便益を譲渡する裁量権を有するか否かにより負債または資本に分類されるが、その分類は契約内容の実質に基づいている。裁量権がない場合には、当該金融商品の全部または一部が負債として計上される。(IAS第32号)

日本の会計原則では、負債または資本の分類は法的形態に従っている。

(後略)